

いずみ会議所だより

発行所/和泉商工会議所
 〒594-1144 和泉市テクノステージ三丁目1-10
 TEL: 0725-53-0330 FAX: 53-4747
 ホームページ: <http://www.izumicci.jp>
 Eメール: info@izumicci.jp

臨時議員総会を開催

新執行体制が決まる

日時：令和4年10月17日(月) 午後5時より

場所：スターゲイトホテル関空エアポート

第11期 和泉商工会議所新役員 決定

本年は、役員議員の任期満了に伴う改選年度にあたり、去る10月17日、臨時議員総会がスターゲイトホテル関西エアポートに於いて開催され、会頭、副会頭、専務理事、常議員、監事等の役員が選任された。

会頭の選考にあたり、8月3日に役員選考委員会を開催し、選考結果について辻川佳明選考委員長より会頭に山本恭弘氏を推挙し、快くお引き受け頂いた旨の報告があり、議長が議場に諮り、全会一致で可決承認された。

山本会頭より副会頭に山下隆也氏(再任)、高橋澄代氏(再任)、中尾達氏(再任)、専務理事に橋本隆次氏(再任)を指名し、常議員、監事については、来期も引き続きご留任をお願いされ、全会一致で可決承認された。

また、第11期役員・議員の任期は、令和4年11月1日から令和7年10月31日までの3年間。



会頭 山本 恭弘 (再任)



副会頭 山下 隆也 (再任)



副会頭 高橋 澄代 (再任)



副会頭 中尾 達 (再任)



専務理事 橋本 隆次 (再任)



新三役代表 挨拶



臨時議員総会 第11期 和泉商工会議所役員全会一致で可決承認



辻川選考委員長 選考結果報告



高橋副会頭 懇親会 開会挨拶



山下副会頭 臨時議員総会 閉会挨拶



山本会頭 挨拶



懇親会オープニング フルート演奏



中尾副会頭 懇親会 閉会挨拶



坂本議長 乾杯



辻市長 来賓挨拶

令和4年度 泉北経済団体懇談会を開催!!

泉北経済団体懇談会 講演会



高石商工会議所 山内会頭

泉北経済団体懇談会 講演会



宮川講師

去る9月29日(木)に、高石市、泉大津市、忠岡町、和泉市の三市一町で組織される泉北経済団体懇談会(高石商工会議所 幹事)が3年ぶりに開催されました。本所からは、山本会頭をはじめ山下副会頭、高橋副会頭、中尾副会頭、橋本専務理事、森事務局長が出席しました。

まず、幹事商工会議所であります高石商工会議所 山内 和彦 会頭の開会挨拶の後、来賓として阪口 伸六 高石市長よりご挨拶を頂きました。

その後、講演会では、大阪ガス株式会社 代表取締役副社長執行役員 宮川 正 氏より「Daigas グループによる持続可能なカーボンニュートラル社会の実現に向けて ~ Creating Value for a Sustainable Future ~」と題し、地球温暖化対策への社会的要請の一層の高まりを受け、これまでの天然ガス利用拡大の取組みに加えて、再生可能エネルギーや水素を利用したメタネーションなどによる都市ガス原料の脱炭素化、及び再生可能エネルギー導入を軸とした電源の脱炭素化によって、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた取組みを目指し、実現に向けて「カーボンニュートラルビジョン」を策定され、「革新的メタネーション技術」「新たな水素製造技術」などの様々な研究開発の取組みについてご紹介いただき、その後、活発な意見交換が行われました。

会員親睦事業

第29回 会員親睦ゴルフ大会を開催!!

去る10月21日(金)、好天に恵まれた絶好のゴルフ日和のなか、関西空港ゴルフ倶楽部において、会員親睦ゴルフ大会(会員親睦委員会 梶川健二委員長)が開催されました。

2年ぶりの開催となったゴルフ大会は、感染対策の為、競技方法をハーフコンペ・ダブルペリア方式にて、山本会頭(OUTスタート)、高橋副会頭(INスタート)の始球式で開幕し、85名の参加者は熱いプレーでゴルフを楽しめました。

順位はハーフコンペ(9ホール)にてスコアを集計し決定され、参加者は18ホールのプレー後、2階の会場にて山本会頭、高橋担当副会頭はじめ山下副会頭、中尾副会頭、会員親睦委員会 梶川委員長、合田副委員長、森副委員長から、各順位の受賞者に賞品が授与されました。

参加者相互がお互いのプレーを称えあい、成功裡に終了しました。

(OUT コース スタート)

- 優勝** 福岡 俊治さん (フクオカ自動車)
準優勝 橋本 吉兄さん (株いずみ・ファーマーズ)
第3位 中尾 達さん (ナカオ金属工業株)

(IN コース スタート)

- 優勝** 井上 正一さん (有庄 永)
準優勝 中後 浩一郎さん (有新 和)
第3位 井上 健一さん (株TRUST)

第29回 会員親睦ゴルフ大会



山本会頭よりOUTコース優勝カップを授与

第29回 会員親睦ゴルフ大会



山本会頭よりINコース優勝カップを授与



第29回 会員親睦ゴルフ大会 ご協賛事業所 (順不同・敬称略) ご協賛ありがとうございました。

山本産業(株)	山下敷物(株)	(株)フィオーレ	ナカオ金属工業(株)	(株)国華園
辻川産業(株)	芦部産業(株)	オオヤ電機(株)	(株)ハマナ	(社医)生長会府中病院
ワコー防災(株)	(医)和泉会和泉丘病院	大阪金属(株)	大阪コートロープ(株)	北野鉄工(株)
大栄環境(株)	(株)タイショーテクノ	富士給食(株)	(有)やさい工場	三協織布(株)
西部エンジニアリング(株)	(株)うお健	コンフィデンス(株)	三愛繊維(株)	(有)新和
シンワ外装(株)	(株)セルピス	(株)タンデム	花田工業(株)	(株)ヒューマンリソース
藤原印刷(株)	(株)毎日	松葉善製材所	丸和食品(株)	(株)ミズウチ
(医)メディフロントミズノクリニック	(株)ロードリパース	和泉市商店連合会	和泉ショッピングセンター(協)	和泉電気事業(協)

改正育児・介護休業法 対応はお済みですか？

＼令和4年10月1日から産後パパ育休がスタート／

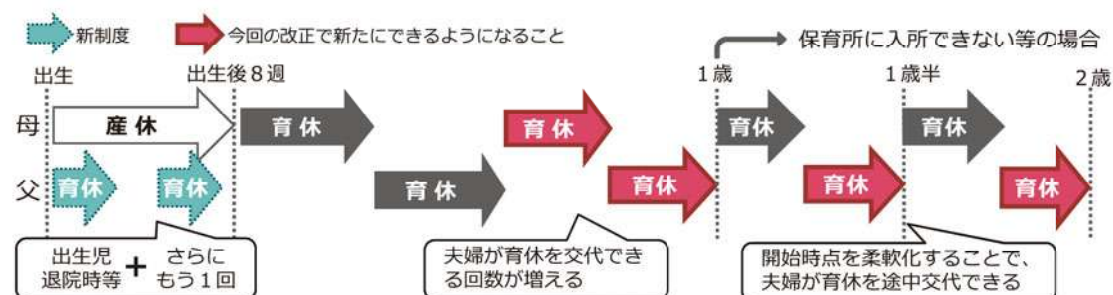
産後パパ育休（出生時育児休業）の創設（➡）

規定例は[こちら](#)

対象期間／取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
申し出期限	原則、休業の2週間前まで 雇用環境の整備などについて、法を上回る取組を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができる →詳細は「事業主向け説明資料」3-3※1を参照
分割取得	2回まで分割して取得可能（2回分まとめて申し出する必要あり）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が個別に合意した範囲で休業中に就業することができる（就業可能日数等には上限あり →詳細は「事業主向け説明資料」3-3※1を参照）

育児休業制度の変更（改正後の内容）（➡）

1歳までの育児休業	2回まで分割して取得可能（取得の際にそれぞれ申し出）
特に必要と認められる場合の 1歳以降の育児休業	休業開始日の柔軟化 期間の途中で配偶者と交代して育児休業を開始できるようにする観点から、配偶者の休業の終了予定日の翌日以前の日を、本人の育児休業開始予定日とすることができる。 特別な事情がある場合に限り再取得可能



令和4年4月1日から義務化されている事項

※1：事業主向け説明資料
は[こちら](#)

▶ **育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が必要です！**

何を？	①～④のいずれかを実施してください（複数が望ましい）。産後パパ育休は、令和4年10月1日から施行 ①育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施 ②育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備（相談窓口や相談対応者の設置） ③自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供 ④自社の労働者への育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知
具体的には？	①「研修」 対象は、全労働者が望ましいですが、少なくとも管理職は、研修を受けたことがある状態にしてください。 ②「相談体制の整備」 窓口を設ける場合、形式的に設けるだけでなく、実質的な対応が可能な窓口を設けてください。 また、窓口の周知等をして、労働者が利用しやすい体制を整備してください。 ③「自社の育休取得事例の提供」 自社の育休取得事例を収集し、事例を掲載した書類の配付やイントラネットへの掲載等を行い、労働者が閲覧できるようにしてください。 提供する事例を特定の性別や職種、雇用形態に偏らせず、可能な限り様々な労働者の事例を収集・提供し、特定の者の育児休業の申し出を控えさせることに繋がらないように配慮してください。 ④「制度と育休取得促進に関する方針の周知」 育児休業に関する制度と育児休業の取得の促進に関する事業主の方針を記載したもの（ポスターなど）を事業所内やイントラネットへ掲載してください。

▶ 個別の周知・意向確認が必要です！

個別周知・意向確認、雇用環境整備の様式例は[こちら](#)

令和4年4月1日以降の申し出が対象です。取得を控えさせるような形での周知・意向確認は、この措置の実施とは認められません。

誰に？	(本人または配偶者の) 妊娠・出産の申し出をした労働者
何を？	①～④全てを行ってください。産後パパ育休は、令和4年10月1日以降の申し出が対象 ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度（制度の内容など） ② 育児休業・産後パパ育休の申出先（例：「人事課」、「総務課」など） ③ 育児休業給付に関すること（例：制度の内容など） ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間において負担すべき社会保険料の取扱い
いつ？	妊娠・出産の申し出が出産予定日の1か月半以上前に行われた場合▶出産予定日の1か月前までにそれ以降の申し出の場合などは「事業主向け説明資料」3-1を参照※1
どうやって？	①面談（オンライン可） ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか（③④は労働者が希望した場合に限る）

▶ 就業規則の変更が必要です！

有期雇用労働者が育児休業・介護休業を取得できる要件が緩和されました。

就業規則に、下記(1)の要件が記載されている場合は、その記載を削除する必要があります。

※引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は
労使協定の締結により除外可能です。

- ・変更した就業規則は労働者への周知が必要です。
- ・常時10人以上の労働者を使用する事業場は、労働基準監督署への届け出も必要です。

[規定例はこちら](#)

具体例（改正前の規定例と削除対象）

有期雇用労働者にあっては、次のいずれにも該当するものに限り休業をすることができる。

- 育児休業
(1) 引き続き雇用された期間が1年以上 ←削除！
(2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない
- 介護休業
(1) 引き続き雇用された期間が1年以上 ←削除！
(2) 介護休業開始予定日から93日経過日から6か月を経過する日までに契約が満了することが明らかでない

中小企業向け支援をご活用ください！

ハローワークにおける求人者支援員による支援など

ハローワークでは、育児休業中の代替要員を確保したい企業を支援しています。求職者が応募しやすい求人条件の設定に関するアドバイス、求職者への応募の働きかけなどを行っています。求人のお申し込みは、ハローワークの窓口、オンラインに加え、ハローワークから企業に訪問することも可能です。



両立支援等助成金（令和4年度）

職業生活と家庭生活が両立できる「職場環境づくり」を支援します。



**出生時両立支援コース
(子育てパパ支援助成金)**

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得させた中小事業主等に支給（代替要員に関する加算措置もあります）。

育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組を行った中小事業主に支給。育児休業取得者の業務を代替する労働者を確保した場合の支援もあります。

中小企業育児・介護休業等推進支援事業

<https://ikuji-kaigo.com/>

制度整備や育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

イクメンプロジェクト

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>

改正育児・介護休業法を踏まえて、
男性の育児休業取得促進等に関するオンラインセミナーを開催しています。また、社内研修用資料などがダウンロードできます。

お問い合わせ先 各都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



えっ?! “特例承継計画” ってなに??

特例承継計画は、
中小企業の非上場株式等に係る
贈与税・相続税の
納税猶予を
受けるために必要です!!

特例承継計画の提出期限は

**2024年(令和6年)
3/31まで!!**



事業承継税制(特例措置)の
適用要件・手続きの流れなど
気になることを解決!!

これを見れば、
不安がきっとなくなります!!

お早めの準備を!! まずは2024年(令和6年)3/31までに“特例承継計画”を提出しましょう

①「事業承継税制」とは?

中小企業の後継者が、非上場株式等を先代経営者から贈与または相続により取得し、都道府県知事の認定を受けた場合、本来納付すべき贈与税・相続税のうち、取得した非上場株式等に係る部分について、納税が猶予される制度です。平成30年度税制改正では、これまでの措置(以下、「一般措置」)より、要件等が緩和された「特例措置」が期間限定で創設されました!

② 一般措置と「特例措置」は、ここが違います!

一般措置

- 対象株式数の3分の2が上限
- 相続税の納税猶予割合は80%
- 認定後、5年間で平均8割以上の雇用維持が必要、できなければ納税猶予打ち切り

「特例措置」(※特例承継計画の提出が必須)

- 対象株式数の上限を撤廃
- 相続税の納税猶予割合を100%に拡大
- 認定後、5年間で平均8割以上の雇用維持が未達成でも納税猶予を継続可能

③「特例措置」の適用を受けるためには?

- 2024年(令和6年)3月31日までに、「特例承継計画」を作成し、本店のある都道府県にご提出ください。
- 2027年(令和9年)12月31日までに贈与の実行および相続が開始した場合のみ、適用対象となり、贈与または相続後、提出期間内に「認定申請」を行う必要があります。

④ 提出する「特例承継計画」ってなに?

特例措置を受けるために必要な“エントリーシート”のようなものです。

下記①から③の3点を検討し、経営承継円滑化法で規定する「様式第21」に記載してください。

- 後継者(最大3人まで)
- 非上場株式の承継時期
- 承継時期までの経営課題・承継後5年間の経営計画について

そして、その内容について認定経営革新等支援機関※に指導・助言を受けてください。

⑤「特例措置」の認定を受けるための“主な要件”



⑥ 事業承継税制(特例措置) 主な手続きの流れ



事業承継に関するご相談は、下記へ

〈 特例承継計画提出時のチェックシート 〉

特例承継計画を作成して、大阪府に提出する際には、チェックシートをご活用ください。

- ☐ **様式第21・確認申請書(特例承継計画)2部**
※経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた確認申請書(特例承継計画)を提出してください。
※円滑化法の改正に伴い、押印不要になりました。
- ☐ **履歴事項全部証明書**
申請会社の履歴事項全部証明書の原本(確認申請日(特例承継計画提出日)の前3か月以内に取得したもの)
※特例代表者がすでに代表者を退任している場合で、「過去に代表者であった旨の記載」が履歴事項全部証明書にない場合は、併せてその旨の記載がある閉鎖事項証明書を添付してください。
- ☐ **返信用レターパック**
大阪府から確認書を交付する際に使用します。

＜提出先＞

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 咲洲庁舎25階
大阪府 商工労働部 中小企業支援室 経営支援課 経営支援グループ 事業承継税制担当者 宛て

税務に関するご相談 お近くの税理士へ

事業承継税制の確認・認定申請など、
税務に関するご相談は、お近くの税理士までご相談ください。

訪問および窓口でのご相談 府内の商工会・ 商工会議所、 大阪府商工会連合会

経営指導員による訪問相談や窓口相談を実施しております。
また、各地で事業承継セミナーを開催しております。
お近くの商工会・商工会議所等にお問合せください。
府内商工会・商工会議所一覧
URL: <http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/scicci/index.html>

経営全般に関するご相談 大阪府 よろず支援拠点

国が各都道府県に設置した無料の経営相談所で、中小企業診断士等の資格を有するコーディネーター陣が、様々なご相談を伺い、適切な解決方法をご提案します。
〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 TEL:06-4708-7045
大阪産業創造館2階 公益財団法人 大阪産業局内
URL: <https://www.yorozu-osaka.jp/>

事業承継全般に関するご相談 大阪府事業承継・ 引継ぎ支援センター

親族内承継、従業員承継、第三者承継について、
総合的に支援いたします。
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8
大阪商工会議所5階 事業承継・再生支援担当内
TEL:06-6944-6257



2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の
割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

➤2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下



深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00~5:00)の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれません。それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

(※) 法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

「モデル就業規則」も参考にしてください。



(就業規則の記載例)

(割増賃金)

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働60時間以下・・・25%
② 時間外労働60時間超・・・50%
(以下、略)

具体的な算出方法 (例)

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

算出例

- 1か月の起算日は毎月1日
➤ 法定休日は日曜日
➤ カレンダー中の赤字は、時間外労働時間数
- 時間外労働の割増賃金率
60時間以下・・・25%
60時間超・・・50%

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	5時間	5時間		2時間	3時間	5時間
7	8	9	10	11	12	13
5時間	2時間	3時間	5時間		5時間	5時間
14	15	16	17	18	19	20
	3時間	2時間		3時間	3時間	3時間
21	22	23	24	25	26	27
	3時間	3時間	2時間	1時間	2時間	1時間
28	29	30	31			
3時間	1時間	1時間	2時間			

法定休日労働

月60時間を超える時間外労働

割増賃金率

- ◆ 時間外労働(60時間以下) カレンダー白色部分 = 25%
◆ 時間外労働(60時間超) カレンダー緑色部分 = 50%
◆ 法定休日労働 カレンダー赤色部分 = 35%

働き方改革推進支援助成金の活用方法 (例)

「働き方改革推進支援助成金」は、働き方改革に取り組む中小企業事業主に、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度です。

[活用例]

労務管理の報告業務が非効率な状況で、時間外労働時間が月60時間を超える労働者が複数存在した

- 勤怠管理システムを導入
各自の労働時間を把握し、
業務を平準化
- 就業規則に月60時間超の
割増賃金率の規定を改正

取り組みの結果、時間外労働時間が月60時間を超える者がいなくなった

勤怠管理システム導入費用
と就業規則の改正費用に、
働き方改革推進支援助成金
を活用

助成率 75%
一定の要件を満たした場合 80%
上限額 最大250万円
事業場内賃金の引き上げ等の
一定の要件を満たした場合
最大490万円

助成金のご案内

働き方改革推進支援助成金	生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に 対して、その実施に要した費用の一部を助成	
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定 以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を 助成	

相談窓口のご案内

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や 労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応・支援して います。 また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています。	
都道府県労働局 ・パートタイム労働者、有期雇用労働者関係 ：雇用環境・均等部(室) ・派遣労働者関係：労働政策課(課・室)	正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用労働 者・派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。	
働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度 等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、 社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。	
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、 産業保健の専門家が相談に応じます。	
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題につい て、専門家が無料で相談に応じます。	
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会な どを実施しています。	
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応 じて、総合的なサポートをします。 ▶「いきサポ」で検索	

新会員のご紹介コーナー

(順不同)

REMERCY 合同会社

代表社員 横田 明 樹

和泉市阪本町
中古家電買取業

株式会社 エルネット

代表取締役社長 嶋 園 浩 一

大阪市西区靱本町
発送代行業

田中勇二 税理士事務所

所 長 田 中 勇 二

大阪市中央区谷町
税 理 士

enorua

代表者 中 村 公 亮

和泉市肥子町
美 容 室

◆ 令和4年度 小規模企業者等設備貸与制度のご案内 ◆

機械設備等を割賦販売(分割払い)またはリースで導入できます。

※ただし、土地、建築内外装等工事、中古設備、医療用設備等一部の設備は対象外。

料 率 0.7 ~ 1.5 % / 年 (割賦販売の場合)

- ・ 設備価格：100万円以上1億円以下
- ・ 保証人は原則代表者のみ。(年齢条件有)
- ・ 対象企業：従業員規模50名以下 (その他条件有)



* ご要望いただければ、
制度説明にお伺いします。
お気軽にお問合せください。
問合せ先：公益財団法人大阪産業局
設備支援部 設備支援チーム
TEL 06-6947-4345
URL <https://www.obda.or.jp>

できることから始めよう! 毎日10分の身体活動を!

コロナ禍の生活で、からだやところに疲れを感じていませんか?

からだを動かすと、運動機能の向上だけでなく、落ち込みがちな気分も軽やかになります!

毎日プラス10分の身体活動を心がけてみませんか。

プラス10分の身体活動のススメ

日常でのからだの動きを増やしてみましょう。

座っていても、できれば30分ごとに3分程度、1時間に5分程度は、立ち上がってからだを動かしましょう。

日常でのポイント

- デスクワークで・・・足踏みや足首を回す、姿勢を正し腹筋を意識する
- 移動時・・・歩幅を広く、早歩きを意識、ちょっと遠回りして歩く
入り口から少し離れた駐車場に車を停めて歩く
エスカレーターやエレベーターの代わりに階段を使う
- おうちの中で・・・掃除(雑巾がけ)、部屋の片付け、こどもと遊ぶ など



(大阪府和泉保健所・和泉市・和泉商工会議所)

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための
国の退職金制度です。

① 国の退職金制度!

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんも
ご加入いただけます。

- 他の退職金・企業年金制度等
との資産移換も可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

企業の成長のカギは従業員のスキルアップ!! 生産性向上、現場力強化、技能継承ができる人材の育成を支援します

12月からの能力開発セミナー 受講生募集!

コースNo.	コース名	日程	内容	受講料(税込)
MA 132	板金製作を考慮した板金部品の設計技術	12/ 1(木) 2(金)	多品種少量生産を行うことを目的にサーボプレスブレーキを利用するための板金展開法を学びます。	10,500円
EA 261	製造データの一元化管理技術	1/18(水) 19(木)	効率化に向けたデータベースの論理構造設計や物理構造設計の実習を通して、生産計画や製造指示、作業実績等のデータを一元化管理するための技術を習得します。	10,500円
EA 251	オペアンプ回路設計・評価技術	1/20(金) 21(土)	実習用基板とシミュレーションにより、各種オペアンプ回路の入出力特性を検証し、設計・評価技術を習得します。	11,500円
PX 271	なぜなぜ分析による真の要因追求と現場改善	12/ 6(火) 7(水)	工程管理/技術管理の生産性向上を目指して、効率化、適正化、最適化、安全性向上に向けて、問題の真の要因を原理・原則に基づいて追及し、三現主義で現場改善を実践する手法を習得します。	14,000円
PZ 132	製造現場における部下育成に必要な指導能力及び技法	12/ 8(木) 9(金)	グループワークを通じて、現場リーダーに必要な指導能力や技法について習得します。また、現場改善策についても課題解決のステップを通して学びます。	13,000円
PX 122	製造現場改善のIE活用技術	12/20(火) 21(水)	生産期間の短縮、稼働率の向上、サイクルタイム短縮、段取り作業改善、レイアウト改善などで使われるIE手法を体得し、製造現場に潜む様々なムダの発見と改善方法を習得します。	10,500円
PZ 122	5Sによるムダ取り・改善の進め方	1/12(木) 13(金)	5S改善による現場改善指導者を育成します。5Sと生産性向上の繋がり、ムダ取りと生産性向上の繋がりについて説明し、演習と事例紹介により5S改善とムダ取りの効果的な進め方を体得します。現場力の強化に繋がる内容です。	12,000円

事業主や事業主団体のご要望を基にセミナー内容や実施日時を決定する「オーダーメイド型」にも対応しています。
お気軽にご相談ください。

当校のHPもご覧ください→

近畿職業能力開発大学校 援助計画課 TEL(072)489-2114 〒596-0817 岸和田市岸の丘町 3-1-1



会費【後期(10月分～3月分)】納入のお願い

11月30日(水)は... 商工会議所の会費の口座振替日となっております。

ご指定の口座より振り替えさせていただきますので前日までに口座の残高確認をお願い致します。なお、口座振替をご利用されない方の納付期限につきましても11月30日(水)までとなっております。お手数ではございますが、お振込みまたは窓口までご持参下さいませようお願い致します。

■お問い合わせ 総務課まで ■TEL 0725(53)0320 ■FAX 0725(53)5959

和泉商工会議所

会員向け



LINE 公式アカウント

QRコードからアクセスして
最新情報チェック!

登録は、
こちらから



会議所とつながろう
(グループLINEではございません)

(ID:@764wfyuj)

和泉商工会議所



Facebook 公式ページ

QRコードからアクセスして
イベント情報チェック!

登録は、
こちらから



いいね!
よろしく!

ご利用下さい! マル経融資

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)とは、

商工会議所の経営指導を受けて経営の改善をしていこうとする方が商工会議所の推薦により無担保・無保証人でご利用できる日本政策金融公庫の融資制度です。

資金の用途	利 率	返済期間
運転資金	1.13%	7年以内(1年以内据置可)
設備資金	貸付時の金利で固定 R4年10月25日現在	10年以内(2年以内据置可)

審査の結果により、ご利用頂けない場合があります。
- お問い合わせ先 - 中小企業相談所 TEL53-0320

KIYO

将来の
心配は、
ほっとけん。



紀陽の保険 ほっとけん
医療保険・がん・終身・個人年金・定期・
収入保障保険もお取り扱い中。

銀行をこえる銀行へ
紀陽銀行

和泉寺田支店 ☎0725-45-1771 和泉市寺田町1-5-33(寺田バス停前)
和泉中央支店 ☎0725-57-3371 和泉市いさぎ野5-1-11(エコーいずみ GMS横1階)



X7
Debut

本店 〒599-8271 堺市中区深井北町3401番地

TEL:072-277-2300

貝塚店 〒597-0082 貝塚市石才285-1

TEL:072-438-2300

なんば店 〒556-0023 大阪市浪速区稲荷1丁目12番14号

TEL:06-6568-2081

BMW 正規ディーラー

Elbe BMW

エルベオート株式会社

https://elbe.bmw.jp

